

## イタリアの協同組合法制

菅野正純(協同総合研究所)

### I 「相互扶助目的」をめぐる

#### 1. 協同組合の法的規定

協同組合は、クリオ・ナポリターノ(拙訳「イタリアの協同組合法制」、『仕事の発見』11、13、14、15号掲載)によれば、「相互扶助の目的を持った企業」である。

企業とは、「生産の目的または財物もしくは労務の流通を目的として組織化された経済活動を職業的に実施するもの」であり、①職業性、②自己の自立性とリスクによる経済活動の実施、③生産要素の組織、④消費市場向けの財物またはサービスの生産、を要件とする。協同組合はこの意味で立派に企業であり、コストを収益に比例させ、経済性を基準に運営されなければならない。だが、経済性と営利目的は同一ではない。私的利益ではなく、「相互扶助」を目的とする点で、協同組合企業は営利企業と本質的に区別される。

この点をイタリア共和国憲法第45条が、「共和国は相互扶助目的を有し、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的役割を認める。法はより適当な手段によってその増加を促進・援助し、適切な監督によってその性格と目的を保証する」としていることは周知の通りである。

「相互扶助の要件」を詳しく規定したのは、通称パゼーバ法(1947年、その後71年に改正)である。この法律は、税制上の優遇を希望する協同組合に対して、次の要件を定款に銘記することを義務付けた。

①払い込み出資に対する法定利率を上回る利益配当の禁止(その後の改正で「組合員債に対する報酬を上回らない」に改正)

②組合存続中の組合員に対する準備基金の分配の禁止

③組合が解散する場合の一払い込み資本を控除

した、および配当がある場合はそれを控除した一全組合財産の公共目的への譲渡。

#### 2. 運動側からの相互扶助目的の定義

だが、協同組合運動の側は、この規定が、協同組合の相互扶助の本質を示したものではないと共に、組合員の利益を過度に抑制して、適正な出資造成を阻害していること、他方で現在の法制が、営利会社と同様に利潤を追求し、組合存続期間中も、解散時にも利潤を組合員に分配する、名前だけの協同組合が生まれる余地を残していることを問題としてきた。運動の側は、次の点を相互扶助目的の要件とし、これをすべての協同組合に適用することを求めている。

①加入希望者に開かれた、可変的資本を持つ組織であり、組合員の経済的のみならず、社会的・文化的利益の増進を図ること。

②協同組合企業の運営、活動への組合員の民主的参加を保障すること。

③経済的利益の追求は、消費者あるいは供給者としての、組合活動への参加に応じて行なわれること。

④協同組合が非組合員との取引を行なう場合、実現された利益は、個々の組合員の直接的利益に振り向けない形で用いること。

ここでは、労働者が自らの労働を組織すると同時に、企業活動に必要な資本を提供して、労働者そのものが企業者になることによって、資本と労働の分裂を止揚し、企業の民主的管理を具体的に実現することが、「相互扶助」の本質的規定とされるのである。

### II イタリアにおける公共と

#### 協同組合の関係

##### 1. 協同組合に対する監督と振興

協同組合に対しては、調査、諮問、決定などの

形で監査・監督が行なわれている。

通常調査は、制度的に認められた協同組合のナショナルセンターが、その加盟協同組合に対して、①法律や規則、定款および相互扶助規準の遵守、②税制等の優遇のための要件の实在、③会計・管理の正しい機能、④技術的基礎の確立と、団体が引き受けた活動の規則正しい展開、⑤組合の実質資産と利益・負債の状態の確認を、少なくとも2年に1度実施するものである。労働・社会保障省は、協同組合が規則から逸脱していると判断した場合、特別調査を行なう。

諮問活動は、中央協同組合委員会および県委員会が、法制・政策や、公共入札のための協同組合事業連合、ナショナルセンターの法的承認などを諮問するものである。労働は、規則違反が認められた団体に対し、正常化の措置を採るよう警告し、さらにそれが実施されない場合に、登記の抹消、代表委員による管理、解散などの措置を採る。

協同組合運動の側からは、労働省、州、協同組合ナショナルセンターによる、すべての協同組合に対する統一的監査、ナショナルセンターとその指定検査係の活動に最大の責任をおいた自主的監査、労働省の行政権限の相当部分の州への委譲を要求している。

また、運動側は、協同組合振興のために、政府と州、協同組合運動代表によって、協同組合最高会議と執行委員会を設置することを提起している。とくに後者は、経済計画閣僚会議の大綱的方针に基づき、青年の雇用、および南部をはじめとする、いくつかの部門と地域のための協同組合団体の設立強化のための調査検討を行ない、多年度計画を設定して、州への財源配分、計画の遂行状況の定期的確認と国会、経済計画閣僚会議に年次報告を提出するものである。

## 2. 税制・信用上の優遇

イタリアでは、生産・労働協同組合の相互扶助目的と、雇用拡大、労働条件の向上などの経済的役割を考慮して、労働コストが大半を占める場合には、組合への所得課税が免除されている。すなわち、労働者・組合員に対する報酬総額が、第一

次原料および補助的原料を差し引いた他のコストの総額の60%以上の場合には、法人所得税および地方所得税が免除され、報酬総額が他のコストの40%以上、60%未満の場合には、法人所得税および地方所得税が半分に減額されている。また、バンドルフィ法(77年)は、協同組合および事業連合の課税対象所得から非分割準備金の額を控除することを定めた。

融資面では、通称マルコーラ法(85年「協同組合信用のための施策および雇用水準回復のための緊急措置」)が、協同組合振興・発展のための回転基金(フォンコーベル)を設置、生産と労働者雇用の拡大、製品の質の向上、プラントの再建・転換計画に対し融資を行なうと共に、労働者協同組合による失業者の仕事おこしや、解雇・倒産にあった労働者の企業再建に対し融資するという画期的政策が採用された。

## Ⅲ 統一法案について

3大協同組合ナショナルセンターの統一した法制改革要求に応じて、89年12月から国会の同法案関連委員会が審議し、次のような内容の統一法案「協同組合に関する新しい規定」がまとめられ、本会議に提出された(イタリア的に採択は遅れている)。

### 1. 「賛助組合員」の設置

第1に、出資参加し、投票権を持って、配当上の優遇を受けることができる、「賛助組合員」の規定である。協同組合の技術発展と企業の構造再編・強化の基金の形成を助けることを目的としたもので、賛助組合員の出資は、譲渡可能な記名株式をもって表わされる。ただし賛助組合員の投票権は、全組合員の投票総数の3分の1を超えてはならず、配当率も、他の組合員のために定めた配当率を2%以上上回らない範囲に制限されている。

### 2. 組合員および第三者の融資

第2に、「協同組合参加株式」の規定である。「企業の発展と現代化を目的とする多年度計画の手續きを採った協同組合」が発行することを認め

られた「投票権を持たず、利益配当と資本払い戻しにおいて優先権を持つ株式」のことで、非分割積立金と正味財産の帳簿価額を上回らない範囲で発行でき、同株式の所有者は、協同組合員に対する配当の2%増しまで増額された配当を受け取ることができる。ただし、その半分以上は協同組合員および雇用労働者に優先的に提供しなければならない、とされる。したがって、この参加株式は、協同組合民主主義の基本は守りながら、協同組合に共感する外部の人々の資金(貯蓄)と同時に、組合員、労働者の資金(貯蓄)が協同組合に集まりやすい枠組みをつくるものと言えよう。

### 3. 持分再評価と「割戻し」

第3に、消費者物価指数に基づく生活費の増加の範囲内で、営業利益の一部を一課税の対象にならずに一組合員の無償増資に当てることができるとしている。

また、「通常の組合員に対し、組合との間で行なわれた相互扶助的關係に応じて、一定の金額を毎年割戻すことができる」とした割戻し規定である。これは、組合員が類似企業が市場で実行しているよりも高い報酬(生産者協同組合の場合)、または支出の節約(消費協同組合の場合)を可能にするもので、生産者協同組合の場合、類似企業の報酬の20%を上回らない範囲で、組合員の労働収入に繰入れることができることとしている。しかもこの割戻しは、組合員の持分または株式の名目価値の増額に当てることができ、その場合には、割戻しの比率が類似企業の報酬の20%を超えても免税が適用される。

税制上の優遇を拡大しながら、組合員の収入を向上させ、出資造成を促進する措置として注目される。

### 4. 画期的な「協同組合相互扶助基金」

さらに画期的なのは、第12条の「協同組合振興発展相互扶助基金」の規定である。

この基金は、協同組合のナショナルセンターに加入する協同組合と事業連合が、利益の3%を拠出し(基金への払い込みはさらに個人、団体いずれも可能で、税が免除される)、技術革新や雇用

拡大、南部開発を優先した、協同組合の新設と発展を推進し融資しようというもので、具体的な活動としては、組織設立の振興、参加、特別発展計画への融資、管理指導および技術職員の専門養成講座の組織、協同組合運動に重要な関わりを持つ経済的社会的テーマの調査研究の振興が挙げられている。

注目されるのは、単位協同組合が解散する場合、その残余財産をこの基金に譲渡しなければならない、としていることで、残余財産は、協同組合セクター内部の財産として蓄積されることとなる。なお、法案は、ナショナルセンターに加盟していない協同組合にも、この基金への支払いを義務付けることを規定している。

「相互扶助基金」の実現によって、協同組合の「相互扶助」は、単位協同組合内部に留まらず、運動全体に大きく広げられ、「協同組合所有」も、経済・社会全体の中により具体的な姿をとって形成されていくことと思われる。

**シーアンドシー**

わが国で初めてのワーカース・コープの案内書

## 労働者協同組合への 招待

事業団(労働者協同組合)全国連合会  
Tel. 03-3944-7551(9)  
定価 六五〇円(税込み)

人間らしく働きたい、労働者が企業の主人公として生きる—その願いを協同して事業を起こすワーカース・コープ。そのつくり方・現状・希望を全国民に発信する。古屋和雄、中西五洲、永戸祐三、池上博、佐藤和夫他。(ルボ、新労働者協同組合の探検)、海外情報他。

歴史を紡ぐ人びと(第一集) 矢吹紀人著 定価一〇〇〇円

---

**お申し込み方法**  
あなたの近くの全国の事業団員へ  
シーアンドシーへ 03-3944-0962  
東京都文京区関口2-2-8